



教育長	次 長	課 長	係
			

22高教政第1234号

平成22年11月30日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教育政策課長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正及び技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正について（通知）

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が平成22年11月臨時会において平成22年11月30日（火）に可決成立し公布されました。また、技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正が同日に告示されますので、これらの内容を下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内学校に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

第1 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の主な内容

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成22年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料の月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の改定等をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 給料表の改定等

ア 全給料表の全給料月額を改定する。

イ 給料の切替え等に伴う経過措置に係る算定基礎額を100分の0.22引き下げる。

(2) 平成22年12月期及び平成23年度以降に支給する期末・勤勉手当の支給月数の改定

平成 22 年 12 月期及び平成 23 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き下げる。

区分		本条例施行前の支給月数		本条例施行後の支給月数			
				平成22年度		平成23年度以降	
		6 月期	12月期	6 月期	12月期	6 月期	12月期
再任用職員以外の職員	期末手当	1.25月	1.50月	1.25月	1.35月	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.675月	0.675月	0.675月	0.625月	0.65月	0.65月
	計	1.925月	2.175月	1.925月	1.975月	1.875月	2.025月
再任用職員	期末手当	0.65月	0.80月	0.65月	0.75月	0.65月	0.75月
	勤勉手当	0.35月	0.35月	0.35月	0.30月	0.325月	0.325月
	計	1.00月	1.15月	1.00月	1.05月	0.975月	1.075月
特定任期付職員	期末手当	1.45月	1.65月	1.45月	1.50月	1.40月	1.55月

※平成 22 年 12 月期の勤勉手当の成績率については、特優 0.86 月・優 0.71 月（0.35 月）・良 0.61 月（0.3 月）・その他 0.61 月未満（0.3 月未満）で運用することとなります。（ ）は再任用職員。

(3) 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の特例措置

民間給与との均衡等を考慮し、4 月から 11 月までの月例給、6 月の期末・勤勉手当の民間との較差相当分を 12 月期の期末手当から減じて支給する特例措置を行う。

（詳細は別添「平成 22 年 12 月に支給する期末手当の特例措置の概要」を参照）

(4) 義務教育等教員特別手当の月額限度額を 8,000 円（現行 11,700 円）に引き下げる。

3 施行期日

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、2 の(4)の義務教育等教員特

別手当の月額限度額を引き下げる改正規定については平成 23 年 1 月 1 日から、2 の(2)のうち平成 23 年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものについては同年 4 月 1 日から施行する。

第 2 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正の主な内容

1 主要な内容

(1) 給料表の改定

技能職給料表について、全給料月額を引き下げ改定する。

(2) 期末手当及び勤勉手当の改定

平成 22 年 12 月期及び平成 23 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を一般職員に準じて引き下げる。

(3) 給料の切替え等に伴う経過措置の改定

平成 22 年 4 月 1 日付けの給料の切替えに伴う経過措置に係る算定基礎額を 100 分の 0.17 引き下げる。

(4) 平成 22 年 12 月期の期末手当の特例措置

民間給与との均衡等を考慮し、上記第 1 の 2 の(3)と同様に減額する。

第 3 人事委員会規則等の一部改正の主な内容

給料表の改定に伴い、給料の調整額に係る調整基本額を次のとおり改定する。

職員の給与の支給等に関する規則（昭和 31 年人事委員会規則第 3 号）

別表第 5（第 9 条関係）

調整基本額表

7 高等学校等教育職給料表

職務の級	改定前	改定後
1 級	8,900 円	8,900 円
2 級	11,000 円	11,000 円
特 2 級	11,500 円	11,500 円
3 級	<u>12,200 円</u>	<u>12,100 円</u>
4 級	<u>13,200 円</u>	<u>13,100 円</u>

※「6 小学校・中学校等教育職給料表」の改定はありません。

第 4 その他

- 1 公立学校職員の給与に関する条例と同様に職員の給与に関する条例も改正されます。
(行政職・医療職(2)・医療職(3)給料表の改定)

2 条例改正後の各給料表について

改正後の給料表は「給与の広場」に掲示してありますので、参考にしてください。

(<http://yairo.kochinet.ed.jp/seisaku/kyuuyo/>)

平成22年12月に支給する期末手当の特例措置の概要

1. 期末手当の額の特例措置

(1) 平成22年12月に支給する期末手当の額は、以下のとおり。

$$\text{期末手当の額} = A - (B + C)$$

A：改正後の給与条例の本則の規定により算定される期末手当の額

B：平成22年4月1日又は新たに職員となった日（注1）において職員が受けるべき給料等（注2）の月額合計額×0.17%【端数切捨】×（8（平成22年4月～11月の月数）－在職しなかった期間等がある場合はその月数）

C：平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額×0.17%【端数切捨】

（注1）平成22年4月1日又は新たに職員となった日

ア 原則＝平成22年4月1日

イ 平成22年4月2日～12月1日の間に新たに職員となった者＝新たに職員となった日

（注2）給料等

給料（給料の調整額を含む）、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、特例条例による減額後の管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む）、へき地手当（これに準ずる手当を含む）及び単身赴任手当の基礎額

※通勤手当は含まない。

(2) (1)において、(B+C)の額がAの額以上となる場合には、期末手当は支給しない。

2. 対象職員

期末手当による調整のため、期末手当が支給される職員が対象となる（平成22年12月1日（以下「基準日」という。）前1月以内の退職者を含む。）。

したがって、次の者は対象外となる。

a 平成22年10月31日以前の離職者

b 基準日に在職する職員のうち期末手当が支給されない職員（基準日における無給休職者、刑事休職者、停職者等）

3. 在職しなかった期間等のある場合等の取扱い

平成22年4月1日から平成22年11月30日までの期間において在職しなかった期間（次のアに掲げる期間）がある場合には、1. (1) Bの額の算定に当たり、8月（平成22年4月～11月の月数）から次のイに掲げる月数を減ずる。

ア ① 職員として在職しなかった期間

② 休職期間（給料の全額が支給された期間を除く。）、専従休職期間、派遣期間（給料の全額が支給された期間を除く。）、育児休業期間

③ 停職期間

④ 育児短時間勤務期間

⑤ 部分休業、介護休暇、看護欠勤及び組合休暇のため給与を減額された期間

⑥ 欠勤のため給与を減額された期間

イ ① アの①、②、④、⑤に掲げる期間のある月

② アの③又は⑥に掲げる期間のある月であって、その月に支給された給料の額が、

1. (1) Bの額の算定過程における月数を乗ずる前の額に満たないもの。

<参考>在職しなかった期間等がある場合等の取扱いの具体例

例1 平成22年9月16日採用の者

H22.4.1							H22.12.1		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	職員として在職しなかった期間								
	(9.16採用)								

Bの額 = 9月16日に受けるべき給料等×0.17% (端数切捨) × (8-6 (4~9月))
 Cの額 = 平成22年6月に期末・勤勉手当を受けておらず、0。

例2 育児休業期間のある者

H22.4.1							H22.12.1		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
			育児休業 (22.5.10~22.11.20)						

Bの額 = 4月1日に受けるべき給料等×0.17% (端数切捨) × (8-7 (5~11月))
 Cの額 = 平成22年6月に支給された期末・勤勉手当の合計額×0.17% (端数切捨)

例3 4月1日に休職中であった場合

H22.4.1							H22.12.1		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	休職	復帰→							

Bの額 = 4月1日に受けるべき給料等×0.17% (端数切捨) × (8-2 (4~5月))
 Cの額 = 平成22年6月に支給された期末・勤勉手当の合計額×0.17% (端数切捨)

○4月1日に受けるべき給料等

- 給料 (給料の調整額を含む)、教職調整額、地域手当、管理職手当 (減額後)
 初任給調整手当、特勤勤務手当 (準ずる手当を含む)、へき地手当 (準ずる手当を含む)
全額を支給されたものとした額
- 扶養手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額
4月1日現在で認定されている額

例4 部分休業により給与を減額された期間がある場合

H22.4.1							H22.12.1		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	部分休業 (1時間/日)								

Bの額 = 4月1日に受けるべき給料等×0.17% (端数切捨) × (8-8 (4~11月)) = 0
 ※ 部分休業により給与を減額された期間が (1時間でも) あれば、当該期間のある月は、乗する月数から除かれる (減額された月ではなく、部分休業があった月)。
 Cの額 = 平成22年6月に支給された期末・勤勉手当の合計額×0.17% (端数切捨)